

「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議 設置要綱

(設置)

第1条 市民の生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新たな生涯学習施策の企画及び推進を図ること
- (2) 生涯学習に関する連絡調整に関すること
- (3) 新たな生涯学習施策に関する情報の収集・提供
- (4) その他の生涯学習に関すること

(組織)

第3条 「プロジェクト」は、リーダー、サブリーダー、マネージャー及びプロジェクトメンバーで組織する。

2 リーダーは、教育長をもって充てる。

3 サブリーダーは、区担当教育次長会議実務部会に属する区担当教育次長のうちからリーダーが指名する。

4 マネージャーは、教育委員会事務局生涯学習部長をもって充てる。

5 プロジェクトメンバーは、区及び関係局・室の課長（課長、課に相当する室及び事業所の長、プロジェクト室長、担当課長、その他これらに相当する職にあるものを使う。）のうちからリーダーが指名する。

6 リーダーは、必要と認めるときは、プロジェクトに担当チームを置くことができる。

7 担当チームは、リーダーが指名するプロジェクトメンバーで組織し、リーダーの命により、プロジェクトの所掌事務の一部を所掌する。

8 担当チームにチームリーダーを置き、担当チームに属するプロジェクトメンバーのうちからリーダーが指名する。

9 マネージャーは、必要と認めるときは、担当チームのもとに専門部会を置くことができる。

10 専門部会は、マネージャーが指名する部会員で組織し、マネージャーの命により、担当チームの所掌事務の一部を所掌する。

11 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する部会員のうちからチームリーダーが指名する。

(職務)

第4条 リーダーは、プロジェクトの所掌事務を統括する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐する。

3 マネージャーは、プロジェクトの所掌事務を総括管理するとともに、リーダーが定める事務を掌理し、プロジェクトメンバーに指導又は助言を行う。

4 チームリーダーは、担当チームが所管する事務を管理し、当該事務について担当チームに属するプロジェクトメンバーに指導又は助言を行う。

5 部会長は、専門部会が所管する事務を管理し、当該事務について専門部会に属する部会員に指導又は助言を行う。

6 プロジェクトメンバー及び部会員は、プロジェクトの所掌事務の円滑かつ効果的な処理が図られるよう相互に連携しなければならない。

(会議)

第5条 プロジェクトの会議は、リーダーが、随時、サブリーダー、マネージャー及びプロジェクトメンバーを招集して行う。

2 リーダー、サブリーダー、マネージャーは、必要と認めるときは、会議にプロジェクトメンバー以外の者の出席を求めることができる。

3 担当チームの会議は、チームリーダーが、随時、担当チームに属するプロジェクトメンバーを招集して行う。

4 チームリーダーは、必要と認めるときは、担当チームの会議に、プロジェクトメンバー以外の者の出席を求めることが出きる。

5 専門部会の会議は、部会長が、隨時、当該専門部会に属する部会員を招集して行う。

6 部会長は、必要と認めるときは、専門部会の会議に当該専門部会に属する部会員以外の者の出席を求めることができる。

7 プロジェクトメンバーに事故があるときは、その指名するものが会議に出席して、その職務を行うことができる。

(庶務)

第6条 プロジェクトの庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附則 この要綱は、平成25年3月1日から施行する

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。